

浪江町告示第 108 号

浪江町復興計画【第三次】後期基本計画策定委員会設置要綱を次のとおり定める。

令和 6 年 4 月 5 日

浪江町長 吉田 栄光



浪江町復興計画【第三次】後期基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 東日本大震災による地震・津波、さらには原子力災害により甚大な被害を受けた当町の復旧・復興に向け、令和 3 年 3 月に策定した浪江町復興計画【第三次】を改定するため、「浪江町復興計画【第三次】後期基本計画策定委員会」(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(掌握事項)

第 2 条 策定委員会の掌握事項は、次のとおりとする。

- (1) 復興計画案の審議及び策定に関すること。
- (2) 復興計画の改定に係る調査及び審議に関すること。
- (3) その他復興計画の策定又は改定に必要な事項に関すること。

(策定委員会の組織)

第 3 条 策定委員会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体の役員又は構成員等
- (3) 町内任意団体の役員又は構成員等
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

(策定委員会の委員長及び副委員長)

第 5 条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、町長が指名するものとし、副委員長は委員長が指名により決定するものとする。
- 3 委員長は、策定委員会を代表し、策定委員会の会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 策定委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、最初が開催される会議は、町長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席により成立する。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員会の会議に関係者の出席を求めることができる。

(報償)

第7条 委員の報償については、日額5,000円とする。ただし、高度の識見を有する者で町長が特に必要と認める者にあっては、日額20,000円とする。

(費用弁償)

第8条 委員が策定委員会の招集による会議のため旅行した場合は、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額及びその支給方法は、職員等の旅費に関する条例(昭和41年浪江町条例第8号)の規定の適用を受ける職員の例による。

(庶務)

第9条 策定委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 浪江町復興計画【第三次】策定委員会設置要綱(令和2年6月10日告示第87号)は、廃止する。